

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策並びに放課後児童対策パッケージに基づく取組

1 基本事項

(1) 需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条第2項により、「就学前の教育・保育」、「地域子育て支援事業」等について、ニーズ調査と過去の実績等に基づき、事業ごとに「量の見込み」、「確保方策」を定めます。本市では、法定各事業の実施に向けて、重点的に取り組んでいます。

(2) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の中指針では、自治体は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域は、子どもやその保護者が地域で安心して暮らすための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して定めることが求められます。

これまで、本市の総合計画(まちづくりプラン)は、北部、中部、南部の3地域を基本とすることが多くなっていますが、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を踏まえると、教育・保育提供区域を3つに分けることは地域間の偏りが大きく、確保の方策を設定する上で無理が生じることが明らかになりました。そのため、教育・保育提供区域は市全体を1つの区域とします。

(3) 教育・保育給付認定

認定こども園、幼稚園及び認可保育所(園)、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業等)を利用する際には、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号から3号の3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前のこども		満3歳未満の 小学校就学前のこども
対象条件	2号認定のこども以外	保護者の就労または疾病その他の子ども・子育て支援法施行規則(内閣府令)で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	認可保育所(園)・地域型保育事業 ※地域型保育事業は3号認定のみ	
	認定こども園		
利用できる時間	教育標準時間	保育標準時間(1日11時間まで)	
		保育短時間(1日8時間まで) ※保育標準時間と保育短時間は就労時間等の 保育の必要量によって決定	

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、保育所(園)、認定こども園

事業概要

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所(園)は、保護者が日中就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、幼稚園、保育所の両方の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供します。

《幼稚園、認定こども園(幼稚園枠)》 (単位:人)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
ニーズ量	642	623	604	586	580
提供量	1,308	1,128	1,128	1,128	1,128
特定施設	970	790	790	790	790
それ以外	338	338	338	338	338
提供量－ニーズ量	666	505	524	542	548

《保育所(園)・認定こども園(保育所枠)》 (単位:人)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
ニーズ量	1,694	1,656	1,652	1,616	1,603
2号(3歳以上児)	1,000	971	942	913	904
3号	2歳	328	294	323	319
	1歳	268	294	291	289
	0歳児	98	97	96	95
提供量	1,681	1,681	1,681	1,681	1,681
提供量－ニーズ量	-13	25	29	65	78

今後の方向性

1号認定こどもについては、幼稚園・保育所再編整備計画に基づく市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行により、定員の適正化を図りつつ、既存の市立幼稚園、私立幼稚園・認定こども園、市立幼稚園・認定こども園により受入れを図ります。

2号認定こども及び3号認定こどもについては、幼稚園・保育所再編整備計画に基づき、既存の市立保育所・認定こども園、私立保育園・認定こども園及び企業主導型保育事業所の地域枠に加え、こども園等の新設等による施設定員の増により受入れを図ります。併せて不足するニーズ量については、定員の弾力化運用や広域利用により対応してまいります。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

事業概要

保護者の就労形態の多様化などにより、18時以降も保育を必要とする児童に対し、時間外で保育を行う事業です。

《河原こども園・草内保育所・三山木保育所・大住保育園・みみづく保育園・ウェルネス保育園京田辺・大住こども園・松井ヶ丘保育園・こもれび・みんなのき三山木こども園・ニチイキッズ京田辺保育園・ほほえみ保育園京田辺園・まゆあいのおうち保育園》

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	482人	472人	469人	460人	456人
提供量	482人	472人	469人	460人	456人
実施箇所数（確保方策）	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所
提供量－ニーズ量	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

18時台の保育終了時間希望の保護者には、時間外保育で対応できるよう、提供量を確保します。

(2) 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)

事業概要

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

平日の放課後のほか、土曜日・夏休みなどの長期休暇中にも実施しています。

《田辺東留守家庭児童会、田辺留守家庭児童会、草内留守家庭児童会、大住留守家庭児童会、桃園留守家庭児童会、薪留守家庭児童会、三山木留守家庭児童会、松井ヶ丘留守家庭児童会、Sola(空)、みんなのき倶楽部》

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	1,044人	1,044人	1,020人	1,002人	1,008人
提供量	1,149人	1,222人	1,222人	1,320人	1,320人
実施箇所数（確保方策）	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
提供量－ニーズ量	105人	178人	202人	318人	312人

今後の方向性

市全体としては、提供量を確保できていますが、施設によってはニーズ量が上回っており、今後も学校施設や民間事業所の活用、留守家庭児童会施設の増築などにより、確保量を増やしていきます。

留守家庭児童会における開所時間の延長については、保護者のニーズを踏まえ検討します。

放課後児童支援員不足については、継続して募集を行うとともに、人材派遣会社の活用や、一部民間委託を行い、職員体制やサービスの充実を図ります。

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

事業概要

保護者の疾病・疲労などの理由により家庭において養育を行うことが一時的に困難となった児童を児童福祉施設などにおいて一定の期間養育または保護を行う事業です。

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	0人	0人	0人	0人	0人
提供量	20人	20人	20人	20人	20人
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
提供量－ニーズ量	20人	20人	20人	20人	20人

今後の方向性

令和6年度(2024年度)までと同等の方向性で提供量を確保します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

在宅の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

《支援センター3か所・子育てひろば1か所》

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	30,948人	30,600人	31,428人	31,128人	30,948人
提供量	40,320人	40,320人	40,320人	40,320人	40,320人
実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
提供量-ニーズ量	9,372人	9,720人	8,892人	9,192人	9,372人

今後の方向性

引き続き、利用者ニーズを踏まえつつ子育てに係る支援事業の内容充実を図ります。

(5) 幼稚園における一時預かり事業(預かり保育事業)

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて、園児を保育する事業です。

《田辺幼稚園(R7まで)・草内幼稚園・三山木幼稚園・松井ヶ丘幼稚園・薪幼稚園・

普賢寺幼稚園・市立こども園(大住こども園・河原こども園)・

私立こども園(松井ヶ丘保育園・こもれび・みんなのき三山木こども園)》

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	39,500人	39,500人	39,500人	39,500人	39,500人
提供量	86,640人	78,240人	78,240人	78,240人	78,240人
実施箇所数	11か所	10か所	10か所	10か所	10か所
提供量-ニーズ量	47,140人	38,740人	38,740人	38,740人	38,740人

今後の方向性

一時預かり事業は幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱となるので、引き続き提供量を確保します。

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センターなどにおける一時預かり事業(一時保育事業) 事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったことを、主に昼間、保育所(園)で一時的に預かる事業です。

《三山木保育所・市立こども園(大住こども園・河原こども園)・
私立こども園(松井ヶ丘保育園・こもれび・みんなのき三山木こども園)》

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	7,900人	7,900人	7,900人	7,900人	7,900人
提供量	14,670人	14,670人	14,670人	14,670人	14,670人
保育所	13,920人	13,920人	13,920人	13,920人	13,920人
ファミサポ	750人	750人	750人	750人	750人
実施箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
提供量-ニーズ量	6,770人	6,770人	6,770人	6,770人	6,770人

今後の方向性

全体で提供量がニーズ量を下回らないため、希望者全員の受入れに努めます。ただし、施設によっては、利用希望が集中する日もあることから、事前の利用者調整を図ります。

(7) 病児・病後児保育事業

事業概要

児童が病中または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所(園)・医療機関などに付設された専用スペースなどで看護師等が一時的に保育する事業です。

《病児対応:浜口キッズクリニック・やすらぎ保育園／体調不良型:市立こども園
(大住こども園・河原こども園)・私立こども園(みんなのき三山木こども園)》

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	4,079人	3,994人	3,976人	3,898人	3,861人
提供量	4,800人	4,800人	4,800人	4,800人	4,800人
病児 対応	実施箇所	2か所	2か所	2か所	2か所
	提供量	2,880人	2,880人	2,880人	2,880人
体調 不良	実施箇所	3か所	3か所	3か所	3か所
	提供量	1,920人	1,920人	1,920人	1,920人

今後の方向性

引き続き、事業を実施していきます。

(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(単位:件)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
提供量	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
提供量－ニーズ量	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も引き続き、支援体制の充実及び事業の継続性を図るために、まかせて会員の登録会・講習会の開催や、会員の定着を図るための研修会や交流会などのPRに努め、増員を図ります。

(9) 利用者支援事業

事業概要

こどもまたはその保護者に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

(単位:実施箇所数)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	2	2	2	2	2
提供量	特定型	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1
	基本型	1	1	1	1

今後の方向性

今後も引き続き、保育所入所に関する相談や子育てに関する相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整、広報媒体や子育て応援ガイドブック、SNSを活用して情報発信を行います。専門職の職員が妊娠・出産・子育て等に係る相談を行います。

(10) 妊婦に対する健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、「①健康状態の把握」、「②検査計測」、「③健康指導」を行うとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

《対象妊婦の受診人数》

(単位:人)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	680	680	680	680	680
提供量	680	680	680	680	680

今後の方向性

検査項目は、現状及び国の方針に沿って実施します。

今後も引き続き、京都府医師会並びに大阪府医師会の医療機関及び京都府助産師会の助産所で実施します。それ以外の医療機関においては、助成事業として実施します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)

事業概要

子育て家庭の孤独化を防ぎ、乳児の健全な育児環境の確保を目的に生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て相談や支援に関する情報提供、養育環境などを把握する事業です。

《対象児に対する家庭訪問件数 ※訪問実施数には、他市町村への依頼も含みます。》

(単位:件)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	500	500	500	500	500
提供量	500	500	500	500	500

今後の方向性

今後も引き続き、対象者全員に訪問ができるよう努めるとともに、対象児が低出生体重児等で入院中や里帰り出産で本市におられないなど、訪問できないケースについては、その状況の把握を行います。

「こころの健康チェック(エジンバラ産後うつ病質問票)」を実施します。ただし、精神疾患で通院中の方等は、対象から除きます。

職員の相談技術のさらなるスキルアップを図ります。

(12) 養育支援訪問事業など

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対し、その住居を訪問して養育に関する指導・助言などを行う事業です。

《家庭相談員、保健師等による家庭訪問件数》

(単位:件)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	190	190	190	190	190
提供量	190	190	190	190	190

今後の方向性

育児不安を抱える人が増えているといわれる現在、保護者が適切に不安に対処し、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うため、今後も引き続き、全戸訪問に努めます。

今後も引き続き、京田辺市要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

施設によっては実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されます。日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
提供量	実施	実施	実施	実施	実施

今後の方向性

引き続き、事業を実施していきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

子ども・子育て支援制度等の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所(園)・地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行う事業です。

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
提供量	実施	実施	実施	実施	実施

今後の方向性

保育ニーズの増大に機動的・効率的に対応するため、民間事業者の参入を促進し、支援等を実施していきます。

4 令和4年(2022年)児童福祉法改正による新規三事業の量の見込みと確保方策

(1) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

生活や子育て等に不安を抱える子育て世帯・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭へ訪問し、不安や悩みの傾聴に加え、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助等を実施することで、家庭環境を整え、児童虐待未然防止を図る事業です。

(単位:人)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	—	150	150	150	150
提供量	—	150	150	150	150

今後の方向性

令和7年度(2025年度)以降なるべく早い段階で事業を開始します。

(2) 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等の課題(虐待リスク、不登校等)を抱える主に学齢期の児童が対象の居場所となる拠点を開設し、活動の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

(単位:人)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	—	—	—	—	40
提供量	—	—	—	—	40

今後の方向性

既に実施している近隣自治体を参考に計画期間中に実施できるよう検討を進めます。

(3) 親子関係形成支援事業

事業概要

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

(単位:人)

	第3期				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
ニーズ量	70	70	70	70	70
提供量	70	70	70	70	70

今後の方向性

既存事業と今後新規に開始する事業の割合等を検討し、実施します。

5 令和6年(2024年)子ども・子育て支援法改正による 新規三事業の量の見込みと確保方策

(1) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(単位:面談等回数(回))

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880
提供量	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880
提供量－ニーズ量	0	0	0	0	0

今後の方向性

4回の面談等を通して、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等を把握し、母子保健や子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行います。

- ▶ 妊娠届出時の面談・妊娠8か月のアンケート・赤ちゃん訪問・産後6か月アンケート

(2) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業概要

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの(保育所に入所しているものの他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位:利用定員数(人))

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量	-	43	42	42	42
2歳	-	7	7	7	7
1歳	-	14	13	13	13
0歳児	-	22	22	22	22
提供量	-	30	30	30	30
提供量－ニーズ量	-	-13	-12	-12	-12

今後の方向性

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、令和8年度(2026年度)から、子ども・子育て支援法の規定により、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」として位置づけられます。

これに伴い、保育所等、地域子育て支援センターにおいて受け入れ枠の整備を行います。

不足するニーズ量については、利用上限時間に係る経過措置の適用や広域利用により対応してまいります。

(3) 産後ケア事業

事業概要

出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊、助産師の家庭訪問による保健指導等を行い、安心して子育てができるよう支援を行う事業です。

(単位:人日)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
ニーズ量（延べ回数）	230	230	230	230	230
提供量	230	230	230	230	230
提供量－ニーズ量	0	0	0	0	0

今後の方向性

出産後、支援を必要としているすべての産婦に対し、助産師等専門職による早期のケアが提供できるよう、支援を行います。また、医療機関等との連携により、早期からの支援に努めます。

6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

事業概要

本市における、教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保を行う事業です。

(単位:回)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
子ども・子育て施策推進会議	4	4	4	4	4
市立幼稚園長・保育所長会議	12	12	12	12	12
幼保合同研修会	2	2	2	2	2
幼保合同保健研修	2	2	2	2	2
幼稚園教育研究会	7	7	7	7	7
保育所職員研修会	12	12	12	12	12

今後の方向性

京田辺のこどもの健やかな育ちを支える幼稚園教諭や保育士等がともに教育・保育の質を高め、相互理解を深めることを目的とする合同研修会を大学等と連携しながら開催します。

幼小接続カリキュラム等、本市独自のカリキュラムによって義務教育へつながる就学前教育・保育を提供するなど、小学校との連携を強化していきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

(1) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

事業概要

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、円滑に実施する事業です。

今後の方向性

引き続き、事業を実施していきます。

8 放課後児童対策パッケージに基づく取組

(1) 放課後児童対策パッケージに基づく取組

事業概要

国において策定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ（留守家庭児童会）と放課後子ども教室の連携を進める事業です。

今後の方向性

- 留守家庭児童会の登録数

登録児童数：1,065人（令和6年（2024年）5月1日現在）

- 留守家庭児童会及び放課後子ども教室の一体型実施の開催箇所数

箇所数：0か所（年間実績見込み数）

- 放課後子ども教室の実施箇数

箇所数：9か所（年間実績見込み数）

- 留守家庭児童会及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携した実施に関する具体的な方策

・両事業のスタッフの情報共有・情報交換を図るとともに、放課後子ども教室の内容・実施日等について協議します。

- 留守家庭児童会及び放課後子ども教室への小学校の施設や教室等の活用に関する具体的な方策

・特別教室等の学校施設の活用を図ります。

- 留守家庭児童会及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

・両事業とも、教育委員会において一元的に所管します。

- 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

・両事業のスタッフの情報共有・情報交換を図るとともに、放課後子ども教室の内容・実施日等について協議します。

- 地域の実情に応じた留守家庭児童会の開所時間の延長に係る取組

・留守家庭児童会における開所時間の延長については、保護者のニーズを踏まえ検討します。また、高齢者等の地域の人材活用や地域の実情に応じた効果的・効率的な運営に取り組みます。

- 留守家庭児童会の役割をさらに向上させていくための方策

・適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう放課後児童支援員等の研修を通じて支援の質の向上を目指します。

- 留守家庭児童会における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

・ホームページや広報紙による周知を継続するとともに、保護者説明会等において留守家庭児童会の育成支援の内容について周知を推進します。